

～年金受給者の皆さまへ～

「令和3年分 公的年金等の源泉徴収票」の発送について

「令和3年分 公的年金等の源泉徴収票」は、業務委託先である住友生命から、令和4年1月11日（火）に発送しておりますので、確定申告をする際にご使用ください。

企業年金基金が支給する老齢給付金（年金）は、「雑所得」として所得の対象となります。

老齢給付金（年金）は、「扶養親族等申告書」の提出が出来ないことから、各種控除が受けられませんので、年金の支給時（年2回）に一律で源泉徴収（支給額の7.6575%）をしております。

この源泉徴収税の還付の手続きは、各自で確定申告により清算をすることとなっております。

◇「公的年金等の源泉徴収票」を紛失された方

再発行には1週間程度お時間がかかりますので、お早めにご連絡ください。

【ご依頼先】TEL：03-3560-7017